

控 訴 状

広島地方裁判三次支部令和 3 年(ワ)第 29 号損害賠償請求事件

(送達場所)

〒727-0021 広島県庄原市三日市町309

控訴人 高野邦夫



〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

被控訴人 国 同代表者法務大臣 古川 禎久

記

上記当事者間の広島地方裁判所三次支部令和3年(ワ)第29号損害賠償請求事件につき、同裁判所で令和4年4月27日に言い渡され、同年4月28日に送達された下記判決は全部不服であるから控訴する。

原判決の表示

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

控訴の趣旨

- (1) 原判決を取消す。
- (2) 訴訟費用は一、二審ともに被控訴人の負担とする。
- (3) 被控訴人は控訴人に対し、10万円及び令和3年9月16日より支払い済まで年3分の割合による金員を支払え。

控訴の理由

追って控訴趣意書を提出する。

令和 4年 5月 2日

広島高等裁判所 御 中

上記控訴人 高野邦夫

